

タイトル	小麦・砂糖世界市場とドイツ農業生産力(2)：第一次大戦前における両者の相互作用的发展について
著者	河西，勝
引用	季刊北海学園大学経済論集，56(1)：1-16
発行日	2008-06-00

《論説》

小麦・砂糖世界市場とドイツ農業生産力(2)

— 第一次大戦前における両者の相互作用的发展について —

河 西 勝

目次

序章

第1節 問題の所在

第2節 研究史の概略

第3節 課題と構成

第1章 農業発展におけるプロイセンの道 (本号)

第1節 プロイセン改革と資本家的農業

第2節 ラントシャフト的信用制度

第3節 プロイセン農業の自由貿易主義

第2章 19世紀末農業危機の発生

第1節 小麦・砂糖市場の影響

第2節 西部・中部ドイツの農業問題

第3節 東北ドイツの農業問題

第3章 ドイツ関税政策の展開

第1節 輸入証明書制度

第2節 小麦世界市場とドイツ農業

第3節 ブラッセル砂糖協定の成立

第4章 ドイツ農業の生産力構造

第1節 農業と糖業との結合

第2節 主産地の移動と砂糖カルテル

第3節 高度集約的混合農業の成立

第5章 ドイツ農業の金融機構

第1節 株式証券と抵当証券

第2節 農業危機の現象と本質

第3節 農業における生産力形成と金融

参考文献

第1章 農業発展におけるプロイセンの道

第1節 プロイセン改革と資本家的農業

1648年のウェストフェリア条約まで、ヨーロッパ中世の最後の二世紀あまりにおい

ては、西欧文明は、宗教分裂と宗教戦争に支配された。しかしこの間において、中世盛期の理念と現実を支配した二つの大きな普遍的権力、すなわち皇帝権と教皇権の没落に対して、次第に君主国家の台頭を見ることになった。条約の後の150年間は、ヨーロッパ世界の紛争は主として、君主（皇帝、絶対君主、立憲君主）の間で争われた。君主（国王）は、官僚組織と軍事力によって領土を拡大し、重商主義によって経済力を強化した。時代は、人々の言では、国王とともにあるということになった。

イギリス、フランス、ブルグントおよびスペインでは国王に導かれる強力な国家が徐々に成立し、イタリアには、諸領邦国家から成る一体制が成立した。しかしドイツでは、これらに相応するような国家体制を帝国の次元で形成することはなかなかできなかった。中世ドイツの封建国家は崩壊したけれども、その近代国家は、台頭するラント諸侯の領邦君主権と結び付いて、漸次的に形成されることになった⁽¹⁾。そしてまず1701年にプロイセン王国が成立した。

1815年以前は、近代的な意味での関税・貿易政策が開始される前の時代である。それは、重商主義の発展、それとむすびついた保護関税政策の展開、そして1806年にナポレ

(1) H. コーイング、久保正幡・村上淳一訳『近代法への歩み』pp.49～50。

オンによって布告された大陸封鎖によって、特徴づけられる。ナポレオン時代に変更された関税国境は、後にドイツにより広大な領邦国家を成立させることになった。これは、貿易政策の発展のために新たな条件をつくりだしたばかりではない。ナポレオンの大陸ヨーロッパ支配は、プロイセンを含む全ドイツに自由主義的変革の契機を与えた。プロイセン中心のドイツ近代国家への発展とその自由貿易主義的政策の展開も、この全社会的な変革過程の一面をしめすものに他ならなかった。

ナポレオンは、フランス革命(1789年)の成果をヨーロッパ諸国に押し広めようとした。ドイツでは、ナポレオン軍の征服によって、中世以来のドイツ帝国(「ドイツ民族の神聖ローマ帝国」)が最終的に解体された。300余の領邦が約40に整理され、バイエルン、プッテンベルグ、バーデンなど南ドイツ諸国家は、フランスの民法ないし行政を模範にして再組織された。さらにヘッセンとハノーバーの一部とベストファーレンとから成るベストファーレン王国は、フランスの立法を採用した。北ドイツ沿岸地方は後に直接フランス帝国に付加された。これらすべての領域で、フランス法の影響下に、旧来の身分制社会の廃止と市民の法的平等が樹立された。

しかし、プロイセンの改革者たちの考えは、他の領邦と異なって、フランス革命の法観念や政治理論によりもイギリス人の思想に近かった。フランス革命では、社会的分野における市民の法的平等、経済的自由、所有権と営業の自由の実現が、政治的領域におけるナポレオンの強力な独裁制の発展につながった。それに対して、プロイセンの改革では、フランス革命の場合とは反対に、市町村自治の思想が、ドイツの法伝統とのむすびつきという点で、決定的に重要な役割を演じた。

バーデン、プッテンベルグ、ライン地方などドイツ西部に支配的形態として発展した農地制度は、荘園領主制(グルンドヘルシャフ

ト)と呼ばれる。これは、フランスの制度とある程度類似しており、フランスと同じく12~13世紀から形成されはじめ、18世紀に完成したのであるが、もっぱら一定の地代・賃租・貨幣貢租の取得にもとづく農地制度の形態であった。

ここでは、荘園領主は、土地の上級所有権、裁判領主権、体僕支配権をもつ以外には、単に農民から地代を取得する地代徴収権をもつだけの存在であった。彼等によって、大規模ないわゆる農場経営(グーツビルシャフト)が行われることは一般になく、統一的な農場群を形成せずに散在所有の状態にある直営地の経営も、通例の農民保有地の規模を超えたり、また農民経営と何らかの関連を有したりすることはほとんどなかった。

農民の側は(例えばバーデンの場合をみると)、保有地について無制限に近い所有権をもっており、保有地を譲渡し、質入れし、ある程度は分割することもでき、また負債を負うことができた。農民保有地には、確定された貨幣と現物(主として鶏)の給付が課されていた。農民は、保有地を売却、交換ないし相続する際には、その価値の3分の1から5分の1の保有移転貢租を支払った。要求される賦役は、年に2~4週間を超えることがなかったし、また領主に対する人身的従属からの解放も、領主から受けるさまざまな許認可(婚姻など)に対する一定額の貨幣の支払い、死亡の際の死亡税(最良の家畜一頭など)ないし相続貢租(動産の1~2%)の支払い、あるいは単純に非常に高い金額の支払いによって、多かれ少なかれ買い取られた⁽²⁾。

このように西部ドイツでは、農民解放はすでに長い期間に渡って徐々に行われてきていたので、フランスの影響による18世紀末から19世紀初頭におけるその最終的な実現

(2) クーリッシエル、松田智雄監訳『ヨーロッパ近世経済史』pp.124~125。

(農奴制の廃止は、バーデンで1783年、ブッテンベルグでは1819年)も、社会的な摩擦や困難が他のドイツ地域より非常に少なくすんだ。人身的隷従制については、「汚点のように」農民に負わされている「奴隷制の名前」を消すことだけが、残された課題であった。土地に対する荘園領主の上級所有権は、いままで年々支払われた地代と賃租を資本還元して得られる一定見積額の支払いによって消却されたが、この農場所有者の状態は、以前からずっと純粋に地代の取得だけにもとづいていたから、事実上それほど大きな変化は生じなかった。領地農地制度と荘園領主的裁判権は、7月革命(1630年)の後によりやう完全に廃止されたが、この時には、政府によって、農民諸負担の消却と農民の完全な所有権の確定が行われ、またそれに対して荘園領主には国庫から地代補償が支払われた。最後に1848年革命によって、バーデン、ブッテンベルグなどでは、荘園領主的法制度の残滓が最終的に除去されたのである⁽³⁾。

西部ドイツの領主荘園制に対して、東エルベ特にドイツ東北部やポーランド人が居住する地域には、16~18世紀にいわゆる農場領主制(グーツヘルシャフト)が発展した。ドイツ東北部において、西ヨーロッパ(イギリス、フランス)の穀物需要と価格変動とに依存する農業の特殊な成長の型が形成されたのは、16世紀以来のことである。世界市場の発展による商業化の大波が、穀物を生産し輸出する東ヨーロッパのこの地域の社会構成の変化に大きな影響を及ぼした。エルベ河の東方に位置するプロイセン国のプロイセン(西、東)州、ポンメルン州、ポーゼン州などからなる東北部ドイツは、イギリスなど世界市場向けに穀物を栽培するヨーロッパ大陸におけるセンターになった。東北部は、その全域の輸出港として発展したステッテン(これはま

もなく輸出港から、ベルリンへの輸入港に変わった)、ダンチヒ、そしてケーニヒスベルグの後背地として、一つのまとまりのある広大な農業地域を形成した。そして領地を所有し(貴族領有地)、大規模農場を経営して、輸出穀物を生産する階級が現れた。

ユンカーと呼ばれるこの階級は、農民占有地を没収し、農民を労働力として直接農場経営の管理のもとに移し(グーツビルシャフト)、それを行政的司法的支配(グーツヘルシャフト)と結びつけた。この場合にユンカーは、自己が所有する大規模農場を、自分の計算と危険負担、そして従属農民の賦役によって経営する農業者であり、本来の意味における農場領主であった。農場経営(グーツビルシャフト)を行う農場領主は、すべて同時に荘園領主であり、体僕領主であり、裁判領主であり、彼の村落のいわば私的領民に対して国家高権をふるう領邦君主であった。

プロイセン国家は、ユンカーによる領有農場の独占権に干渉しなかった代わりに、かれらから租税を徴収して、官僚と軍隊のために財政的基礎を確保しようとした。ユンカーは他方で、官僚や軍隊において特権的な地位を保持し、自らをその絶対主義国家に統合した。それはいわば、「軍農複合体」の発展といっ

てよかった⁽⁴⁾。グーツヘルシャフトとしてのこの新しい体制は、領主農場と農民経営との対立をふくみながらも、17~18世紀をつうじて発展した。

農民は、領主に貨幣貢租を支払うとともに領主農場で強制労働に服さなければならなかったもので、西部ドイツと異なって、農村では農民経営地が領主農場と相互に密接な関係をもって存在していた。領主は、14世紀以

(3) クーリッシエル、前掲訳書、pp.158~159。

(4) Schissler, H., The Junkers: Notes on the Social and Historical Significance of the Agrarian Elite in Prussia, published in Peasants and Lords in Modern Germany (1986). pp. 24~26.

来のことであるが、自己の直営地を、共有地、森林、荒蕪地の獲得によって、しかし主として農民地の収奪と併合とによって、拡大し続けた。それに対して農民は、土地に対する保有権をほとんどもたなかった。かれらは、自己の土地の収穫物だけは処分できたが、この土地を譲渡することも、土地に負債を負わせることも許されず、さらに家屋と家畜の処分権さえもっていなかった。

この点で、世襲的な隷役小作も、いつでも没収可能な非世襲的な隷役小作も、土地保有形態としてはほとんど同列に置かれており、前者において農民保有地が農民の相続人に譲られたという点で、両者に相違があるにすぎなかった。ポンメルンや東プロイセンなどでは、17世紀後半と18世紀前半に、非世襲的隷役小作が、農民の土地保有権の支配的形態となったといわれる。農民は、この土地保有形態のもとでは、かれのはたす賦役に対して、報酬として住居と一片の耕地を受けとったにすぎなかった。かれらは、事実上、近代的な無産労働者の階級と同様な状態におかれた。

この体制のもとで農民の地位はいっそう悪化し、農民は、単なる農場の付属物とみなされるようになった。ポンメルンでは、農民は、農場経営に組み込まれて農場と一緒に評価されるべき不動産の一部として扱われたほどである。農民の全労働力が農場経営に提供されなければならないとされ、週に3～4日、しばしば5～6日の賦役が行われた。東プロイセンなどには、農場領主に時々雇用される人身上自由な農業労働者も多くいたが、賦役が経営の基礎をなすことに変わりにはなかった。

農民は、全時間を農場領主の耕地で過ごし、監視人に鞭で労働に駆り立てられた。自分の土地の耕作には、しばしば夜しか残されておらず、疲れ果てた家畜を使って月の光で夜を徹して働くこともあった。農民は、自分の子供の労働力まで農場経営に提供しなければならず、農場領主の同意がなければ、何か手に

職を得るために修行をすることも、また自由に結婚することも許されず、あるいは、土地と切り離されて譲渡されたり、一定期間賃貸されたり、交換されたり、抵当に入れられたりさえもした。農民には飢餓と悲惨の中で生きるだけの生活しか残されなかった。このことが、しばしば農民の暴動に結び付いたといわれる⁽⁵⁾。

以上は、ドイツ北東部のグーツビルトシャフトが、再版農奴制と言われるゆえんである。それは単に、封建社会の経済的強制的残滓としてもたらされたものではない。このような体制の成立は、何よりも大農場経営が、穀物の世界市場的発展との結びつきを深めていったことに関係があった。グーツビルトシャフトは、不動産を抵当に入れて資金を調達して固定資本形成を進めるとともに、大量の労働を支配して、輸出穀物の生産効率と生産を増大させた。こうしてユンカーは、しだいにグーツヘルシャフトとしての封建社会的体制から分離していき、最後は、プロイセン改革によって、文字どおり近代的な農業企業家に成長するのである。

シュタイン・ハルデンベルグ改革は、ローマ法の継受と、官庁組織についてはフランスとブルグトンの影響のもとに進められたが、同時代のライン連邦諸国の改革と比べて、初めから、国民の精神的・道義的諸力を覚醒し役だたせるといふ、より高次の目的をもって行われたのであり、もともとドイツにおける近代的国家形成の開始を示すものに他ならなかった⁽⁶⁾。

ここでは、従来の臣民を自由な市民へと導く地方行政の指導者としての領主貴族階級の地位が、革命などによって一朝一夕に失われるべきものではないとみなされた。プロイセ

(5) クーリッシエル、前掲訳書、pp.124～134。

(6) F.ハルトング、成瀬治・坂井栄八郎訳『ドイツ国制史』、p.335。

ン改革は、漸進的な社会変革を心がけた点では、フランス革命よりも慎重であったが、他面で、市民の法的平等の樹立をさらに国家統治への市民参与の準備過程とみなした点では、フランス革命よりもより大胆であったとさえいえる⁽⁷⁾。このようなプロイセン改革の独自の方向は、ひとつには、16～18世紀に世界市場の発展とともにこの地域に成立した特殊な農場制度（グーツヘルシャフト）によって、大きく決定されたとみることができよう。

1806年の敗北によってフランスの勢力下におかれたプロイセンでは、まずシュタインが、国家再建の至上目的にむけて、ユンカー農場経営のいっそうの発展を保証するために、グーツヘルシャフト（領主農場制度）の抜本的な改革を進めた。改革以前には、領主貴族は、高級な国家勤務を許されない市民の生業としての商工業に従事する道は閉ざされていた代わりに、将校や官吏として出世するか、さもなければ農場を経営する農場領主（グーツヘル）になる道が開かれていた。人口の最大部分をなす農村に生活する人々は、大多数が広範に人身の自由を奪われた状態で、グーツヘルに隷属していた。かれらは、与えられ土地の耕作を領主の許可なしに捨て去ることも、土地を離れて他の職業に付くこともできなかった。農民たちは、グーツヘルのために賦役や連畜賦役を行う以外に、自己の農地で働き、その生産物の一部をグーツヘルに貢納しなければならなかった。

この改革によって、プロイセン国家には、1789年のフランス革命の理念そのものというよりも、その時代の個人主義（自分自身によって立つ個人の力）、非プロイセン的ドイツ的なものや世界市民的なものまでが取り入れられた。奴婢強制奉仕や土地緊縛など農民の領主に対する人格的隷属関係（世襲隷民制度）ならびに土地売買や職業選択上の拘束が

廃止された。貴族も市民的な職業につく道が開かれ、また市民も貴族の土地を買うことができるようになった。したがって、出生身分別による従来の社会構成は崩壊していった。1807年シュタインの改革立法によって、隷農制が撤廃され、体僕制の残滓が払拭された際には、プロイセン王国総人口の3分の2がこの措置の対象になったといわれる。

軍制においては、諸身分の法的同格化によって、将校の地位に対する貴族の特権が廃止され（平時では、貴族としての出生でなく、試験の成績が将校任官の前提になった）、軍事刑罰においても、一兵卒であれ一個の人格を認められるという新しい考え方が実を結んだ。さらに国家官庁組織の改善、国家の中での個人の諸力の解放、国家と個人の結合の点でも、多くの改革が行われた。

シュタインの後継者であったハルデンベルグ（とアルテンシュタイン）は、主義として個人の無制約的自由の立場に立ち、アダム・スミスの理論を奉じた。かれらは、しばしば『諸国民の富』の言葉をそのまま立法に用いて、すべてを自然の成り行きに任せ、いたるところ完全な自由を打ち立てることこそ、国家官庁の責務だと主張した。ハルデルベルグの立法によって、ツンフト制度が廃止され、都市と農村における無制限の営業の自由が与えられた（1810年10月）。1811年には、1807年の世襲隷民制の廃止に続き保有権の調整が行われ、農民は、自分が従来保有権を有した土地の3分の1（世襲農の場合）ないし2分の1（非世襲農の場合）を領主に「割譲」するか、それに相当する額の資本額を引き渡すか、あるいは現物・貨幣地代の支払いを約束することによって、その土地に対する無制約的な処分の自由を含む完全な所有権を獲得した。

この「調整」は、実際には1850年まで続く長い過程をたどるが、要するに貴族的農場所有者への補償支払いによる農民賦役の消却

(7) H. コーイング、前掲訳書、pp.133～134。

を意味するものに他ならなかった。東エルベの農民階級は、これによって逆に領主・貴族に援助をもとめる権利を失うことになり、政府はまた、自由競争を「祝福して」農民に対する保護を廃止してしまった。そのため彼等は、おうおうに土地を獲得できず、より資本力のある貴族による土地資本独占の犠牲にならざるを得なかった。「解放」された農民は、経済的な困難に陥るとともに、農業賃金労働者か新生の工業労働者として働くことを余儀なくされた。これに対して貴族階級の方は、農民解放によって資本に転化しうる土地と貨幣を集中し、また土地所有から解放された多数の農民を近代的労働者として雇い、資本家的農場経営をさらに一層発展させることができたのである。

マイツエンの見積もりによれば、消却されるべき賦役や牛馬を使う賦役の価値は、年当たり5百万ターラーに達した。これを、当時採用された基準に従い、25倍で資本化するとすれば、125百万ターラーになる。ところが実際に農民が土地負担の消却のために支払った金額は214百万ターラーであった。従って、マイツエンによれば、ユンカーは、農民から約90百万ターラーを収奪したことになるのであって、このようにしてかれらは、農民による土地負担の消却金を、自らの資本として法外に集中したのである⁽⁸⁾。

まさしくプロイセン改革は、ユンカーの農場経営を資本家的農業企業としていっそう発展させていくための制度形成にはかならなかった。ユンカーの農業企業は、グーツヘルシャフトとしての封建的性格を払拭され、近代国家の経済を担う私的主体として、さらに発展することを保証された。これこそ、実際にアダム・スミスの「完全に自由な精神」がプロイセンにもたらしたものである。

しかし、ハルデンベルグは、さらに、国家と国民の関係に関連して、「無条件に中央に支配される」ような行政体制を確立することに成功した。このもとにあっては、元来自治を行う能力のなかった農民ばかりでなく、経済的には自由を獲得したユンカーたちまでが、国王とその官僚による専断的な改革の遂行に服さざるをえないことになった。貴族階級に許された自治組織である「名士会ないし国民代表会議」は、政府を掣肘する機関ではなく、政府の支柱になって、世論に好ましい影響を与えるための機関とみなされていた。

また1814年には、国防法が制定され、一般兵役義務が、いっさいの例外なしに、永遠の原則として確立された。これによって、国家のすべての住民は、各人全力を尽くして、生命をもなげうって国家に奉仕しなければならないとされた。旧来の国家機構の担い手は、経済分野における支配的な担い手と同様に、取り替えられてしまうのでなく、国家の再興のうちに一層強化された。かくて王権、官僚、常備軍によって創出された確固たる国家的組織は、1815年にフランスに対する解放戦争を、勝利に導くことになり、その後のヨーロッパにおけるプロイセンの地位を維持することになった。

東エルベのプロイセンが、ナポレオンに対する勝利(1814/1815年のウィーン会議)によって、ラインラント、ベストファーレン両州を獲得した後、ドイツが近代的統一国家に成長していくドラマチックな歴史の歩みは、一段と強化された。プロイセンのいわゆるシュタイン・ハルデンベルグ改革(1807年以降)の正しさが、他ならぬこの解放戦争の偉大な闘争によって証明されたので、1815年以降の国家の再編成は、この改革をさらに新しく獲得した領土にまで押し広げることを意味したのである。

東西両地域を支配することになったプロイセンは、戦後、より平穏な時代が続いたこと

(8) パルプス、大藪輝夫・鈴木敏正訳「世界市場と農業危機」『立命館経済学』第23巻4号p.120。

を背景にして、1806年以前の官房政治たる君主絶対主義にかわるいわゆる官僚絶対主義が、さらに発展した。その頂点をなす國務参議會（1817年設置、王家の親王、大臣および最高国家官庁の長、元帥、不特定の枢密参議官、そして時に軍司令官と州知事によって構成される）は、日常的な行政には関与せず、また決定権はあくまで国王に留保されていたが、1848年以降立憲国家の議会によって背後に押しやられるまで、立法、一般的行政規則の定立、大臣官の職権争いの調停、大臣に関する抗告の裁定、高級官吏の懲戒免職の分野で、実り多い活動を展開した⁽⁹⁾。

第2節 ラントシャフトの信用制度

もともと農場経営（グーツビルトシャフト）は、領主による行政的司法的支配体制（グーツヘルシャフト）と一体化していた。したがって領主によって経営される農場が売買されたり抵当に入れられたりする場合に、その農場の価値は、単純に、その農場の生産物の販売価格から生まれる土地収益（地代）が利子率で資本還元されて決められる、とするわけにはいかない。農場領主が農民を圧迫して取得する大量の農場生産物（現物収入と現物賦役）は、そもそも商品化して貨幣価値に転化されることなく現物のまま一年中貯蔵される場合が多かったし、経営農場の土地収益といっても、それには、土地面積、土地の位置や豊度、農産物価格、土地の建造物、家畜や家財の量、定住する耕作者の数、かれらの貢納支払いの高さなど、要するにグーツヘルシャフトの全てが直接関係していた。実際的には経営農場の抵当権設定や売買は、直接土地収益の源泉を求めるというよりも、おうおうにしてグーツヘルシャフトの設立を見込んで行われることが一般的であった。本来的に土地収益や農場価値それ自体は、グーツヘ

ルシャフトのもとでは、経済的に独自の範疇をなすものとして、独立した存在をなすことはできなかったのである。

ところが、18世紀末葉にイギリスへの小麦輸出が非常に増大してきて、農場生産物もますます外国の需要を満たす輸出を目的にして生産されるようになり、またその生産力を増大させるための土地資本の形成が不動産抵当制度によって制度的に強化されるようになると、従来のグーツビルトシャフトの形態にも、根本的な変化が生じるようになった。穀物価格と農場経営の仕様が全面的に世界市場の動向に従属するようになった。金儲けの風潮がばっこし、農場経営の収益とその利子率による資本還元としての農場の価値それ自体が自己目的化されるようになった。貿易によるイギリスとの結び付きは、不動産抵当制による資本市場の発展と相まって、商品化されない大量の現物を抱込むことからより多額の貨幣を獲得することへの、土地収穫物の貨幣地代への、旧来の農場領主（グーツヘル）の新たな資本家的農場経営者への移行をもたらした。

ここでは、生産物が価値を持つことは、労働によるというよりも、生産物自体の自然的特性であると見なされる。土地所有が地代をもたらすことは、「それ自身に利子をうむものとしての資本」なる資本家的観念のもとに、土地資本が利子をもたらすことと同一視される。すると逆に土地資本が土地に抽象化され、地代ないし利子は、土地が穀物・かぶら・馬鈴薯などを産すると同じように、土地それ自体によって生みだされるという擬制が生じるのである。要するに資本物神性の支配が、従来の現物経済を主とするグーツヘルシャフトに代わる新しい体制になった。これこそ、プロイセン改革におけるグーツビルトシャフトから資本家的な農場経営への経済的自由主義の発展の内実であった。

プロイセン改革は、以上のような資本家的

(9) F. ハルトング、前掲訳書、p.335。

農業企業の現実的な発展の傾向を、法制的に追認するものにすぎなかったと言えよう。それだからこそ、それは、フランスや西部ドイツに対して、独自の内容と方向を取ることもなったのである。

7年戦争(1756~1763年)後、東北部諸州の大農場経営(グーツビルシャフト)は、非常な困難に陥った。長い戦争のために、農場経営を立て直すための資本をすっかり失った。ユンカーは、戦前には比較的良好であった信用も失墜していた。貨幣資本家は、かれらに対して、新たな貸し付けを拒み、貸し付けている資本の返済を迫った。政府によるモラトリアムの発動も、大土地所有者に対する貨幣資本家の信用をいっそう失わせるものにすぎなかった。1769年、この信用危機に対して法令が発せられ、領主農場経営のために貨幣資本家の投資を仲介する不動産抵当信用機関(ラントシャフト・土地金融貴族組合)が設立されることになった。ラントシャフトは、ユンカーの自治的組織としてシュレジエンに最初に設立された後、それをモデルにして、西プロイセン、東プロイセン、ポンメルンなどに相次いで設立された。これによって、貴族領地は破産から救われた。

ラントシャフトの設立は、ユンカーを破産から救っただけではない。ユンカーなど大農場経営者は、ラントシャフトを通じて借りた貨幣資本を、高利の抵当権の償還や土地改良や耕地拡大のために用いる一方、土地投機などにも利用した。貴族的土地所有は、ラントシャフトの信用仲介によって、その「流動性」が非常に増大したので、代々遺贈される家産というよりも、単に利子収益を生み出す資本(土地資本、固定資本)に過ぎないものとなっていった。後に不動産抵当制度を研究したヘンルマン・マウエルは、「われわれは、ゾンバルトの主張とは反対に、18世紀の終わり頃の東エルベの農場領主経営を、「完全に資本家的精神に満たされている経営」とし

て、「資本主義的なものとして特徴づけることに何のためらいもない」⁽¹⁰⁾と断言している。

抵当に入れられべき農地の価値に対するラントシャフトの評価方法は、査定される土地区画について確定される純収益(土地の貸借における地代に相当するもの)を一定の利子率で資本還元するということによっていた。この評価方法では、土地の規模や地質ではなく、全く世界市場での農産物の販売から得られる収益だけが決定的モメントになる。この収益のモメントを強調することが、貴族的領有地に対して資本主義的な意味において影響を及ぼしたのである。実際にユンカーは、負債を負うものとして、利子支払いを可能にする利潤最大化の農場経営を余儀なくされた。そのために、かれらは、より多い収益を見込んで、不動産抵当信用による土地資本形成を行ったり、あるいは奴婢を解雇したり農民の負担を増やしたりして、景気の動向に応じて、経営方法を容易に変更するようになった⁽¹¹⁾。

ラントシャフトを通じて、豊富な貨幣資本が流入すると共に、土地資本の流動性は高まり、ユンカー領主農場の資本家的大農場経営への移行が促進された。しかし18世紀末には、過剰負債などユンカー領主農場に危機的な徴候が現れた。それゆえ、すでに見たように19世紀前半は農業改革の時代といわれ、一連の農地制度改革が行われることになったのである。

30年代そして40年代と、ラントシャフトによって不動産抵当負債は間断なく増大していった。このことは、大農場の相当の部分が投機的取り引きに用いられて、同一人の所有のもとに10~15年以上は留まることがなかったということにも関連していた。特にイ

(10) Mauer, H., *Landschaftliche Kreditwesen Preussens* (1907). p.20.

(11) Mauer, H., 前掲書, pp.19~31.

ギリスで穀物法が撤廃された後、不動産信用に対する需要が非常に高まった。ラントシャフトの抵当証券流通高は、50年代から一変した。穀物の輸出が増大し、価格も持続的に上昇し、農場収益の絶え間ない増大が予想された。賃金の上昇が、穀物価格の上昇を凌駕しはじめたが、これは、工業化の進展による原料、資材、肥料など生産手段の低廉化によって相殺された。そのため、農場の収益性は維持された。将来の利得の機会が先取りされ、目下の収益価値を越えて農業用地の価格が上昇したので、しばしば土地投機をともしながら、不動産抵当負債〔信用〕は不断に増大した⁽¹²⁾。しかしラントシャフト的信用制度は、もともと土地投機というよりも、大農場の固定資本形成を目的にしていた。事実、一般の遊休貨幣資本が高利率に引き付けられて鉄道投資や工業投資に向かい、抵当権の利子率やその他の債務が増大した1850～1870年までにおいて、ラントシャフトは、この地域における土地改良など、農業基盤整備に投資する大農場経営のために信用を供与する唯一の機関に成長していった。

各州に存在する五つのいわゆる旧ラントシャフトは、1850年から1870年までの期間に、概算で、250百万マルクの抵当証券を発行したが、これは1770年から1849年までに達成された額にほぼ等しい⁽¹³⁾。ラントシャフトは、土地資本価値そのものの増大によって、あるいは融資限度を抵当に入れる土地資本価値の半分から3分の2ないし10分の6に高めることや、土地資本価値の評価査定そのものを簡略化することや、ラントシャフト銀行（貸付金庫）の創設などによって、抵当証券発行額を相当に増やした。抵当証券流通高の増大は、ユンカーの不動産抵当負債〔信

用〕及び土地資本価値の増大に他ならなかった。1850年代から工業と資本市場が発展するとともに、不動産抵当負債の利子率が上昇し始めた。それと共に、ラントシャフトへの出資金負担が引上げられたこともあり、ユンカーが負担する債務は急速に増大した。しかしそれは農場収益の増大によって十分に償われるはずのものであった。こうして1850、60年代、70年代へと、イギリスとまったく同じ時期に、農業の黄金時代を迎えた。それは、イギリスの借地農制における高度集約農業の発展に対応して、農業生産力の高度化を進める不動産抵当制の発展を示すものであった。最後に、東プロイセン・ラントシャフトの抵当証券発行高の増大傾向について、やや詳しくみておきたい。

この機関では、抵当証券債務額は、1852年のおわりまでに36.26百万マルクに達した。このような成果がもたらされた要因として、ラントシャフト理事会は、東プロイセン抵当証券の安全性に対して、資本家の信用が固まってきたこと、解約告知権のない抵当権債務の効能に対する土地所有者の確信がますます深まったことなどを、あげた。

以上の抵当証券債務の増大は、抵当証券貸付の起債の場合に、かなりの相場損があったにもかかわらず生じていた。この損失が不断に増大していった一方で、すでにシュレジェンとブランデンブルグのラントシャフトでは、4%抵当証券の発行が決められていた。そこで1859年には、東プロイセン・ラントシャフトでもまた、利子率のより高い抵当証券を発行する機が熟したものとみなされた。そしてこの機会に、抵当証券の相場が額面をしたまわる場合に、その差額に対する補給が認められることになった。相場損が回避されるようになり、また特別基金への0.5%の分担金が無効とされたので、この4%抵当証券の流通高は、1860年終りの3.79百万マルクから、1866年終りの27.20百万マルクへと著しく

(12) Hardach, K. W., 前掲書, p.93.

(13) Tcherkinsky, M., *The Landschaften and their Mortgage Credit Operations in Germany*

増大した。一方で、3.5%抵当証券の流通額は、1859年終りの38.60百万マルクから1866年の終りの33.50百万マルクへと幾分減少した。

しかしまた利子率が3.5~4.0%に引上げられただけでは、なお十分な方策が講じられたとはいえなかった。この引き上げを必要とさせた不利な金融環境は変わらなかったからである。多数の鉄道事業や工業企業が資本を引付け続けていた。農業信用は、農業の比較的に乏しい収益、戦争の不安、またその後の実際の戦争によって、相当に害された。そのためラントシャフトは、1867年に4.5%抵当証券の発行に踏み切り、1867年終りまでには、12.8百万マルクが流通に投じられた。しかし、戦争の不安が続き、ついでフランスとの戦争に突入したために、この4.5%抵当証券の相場は、額面価格にまで上昇しなかった。

さらに、新しく発行された抵当証券を現金化する際当時ふつうに行われていた方法は、信用を受けた土地所有者にとって、特別に不利だった。新しく発行された抵当証券は、信用をうけた土地所有に引渡されたが、彼は、償還する抵当権に対する資金準備のために、すぐどんな相場であっても、売却せざるを得なかったのである。1869年のラントシャフト貸付金庫の設立によって、初めてこの不利な状態が除去される道が切り開かれた。

ところが、ラントシャフト貸付金庫にしても、不利な時代状況のもとにおいては、直ちに抵当証券相場に有利になるように、十分な影響力を行使することには成功しなかった。4%抵当証券は、1870年10月に89%から90%の相場をつけたにすぎなかったので、ラントシャフトは、1866年に許可されていた5%抵当証券の発行を余儀なくされた。しかしその際に、抵当証券の売却は、ラントシャフトによってのみ行われるべきであるという規定によって、ラントシャフトは、相場に影響

を及ぼすための効果的な手段を与えられることになった。

5%抵当証券債務額は、1870年終りに8.52百万マルク、1871年終りに19.28百万マルクに達した。しかしながら既に1871年にはよりよい状況が生れていた。利子率は、戦争が成功のうちに終結したために下がりはじめ、その結果1872年には、すでに5%抵当証券の発行がまったく中止されたのみならず、またラントシャフト貸付金庫の援助のもとに、低利証券への借換えが最高の成果を取めた。この状況のもとで、全ての抵当証券が、一般的な利子率で同じ原則と形態において、発行されるようになった。

その間にさらに溝じられた方策(3.5%の旧い特別の抵当証券のそれより高い4%の利付き抵当証券への転換が容易になるなど)、とくに担保貸付限度の評価査定額3分の2への引上げ、1866年の地租純収益による担保貸付の許可、そして評価査定の3分の2までの貸し付けの承諾の場合における相場差額補給のかなりの拡大によって、ラントシャフトが従来の担保貸付割当てを越える私的貸付けを償却することが可能になった。

こうしてラントシャフトの著しい躍進に新たな原動力が与えられた。ラントシャフト銀行の創設とならんで、また管理費用の充足のために必要な追加的な負担が軽減したことが、ラントシャフト信用の拡張のために決定的に寄与した。1866年終りに約60.7百万マルクに達した抵当証券債務が、1873年終りまでには、120.88百万マルクにまで増大した。要するに7年間に倍増したのである⁽¹⁴⁾。

第3節 プロイセン農業の自由貿易主義

18世紀半ばまで穀物をかなり輸出したイギリスは、その後、国内穀物生産を集約化し

(14) Altrock, W. V., Die landwirtschaftliche Kredit in Preussen (1914) pp.112~114.

耕作面積を拡大しながらも、穀物を自国の生産だけではまかなえなくなり、穀物輸入国に急速に転換していった。大部分が遠隔地販売を目的とするドイツ北東部の穀物生産の発展にとっては、イギリスで産業革命が進行し、工業が発展し人口が増加し、穀物や羊毛に対する需要が急激に増大してきたことは、決定的に重要であった。特に 1780 年代以来、ドイツ東北部の農業は、農産物の価格上昇とイギリスへの輸出増大によって好景気に見舞われ、かつて先例のない程の規模で発展し、ユンカーに高収益をもたらした。

この農業好況は、革命の混乱とそれに続く戦争によるフランスからの外国穀物に対する需要の急増と英仏戦争の開始によってさらに強化された。ドイツ東北部では、工業化が進むイギリスとの接触は、「魔法の杖に触れたかのように」、地代と地価を上昇させた。ここでは、イギリスにおける小麦の需要増大と価格上昇の影響のもとに耕地が拡大され、同時に小麦作への移行と耕作の集約化が進められた。ドイツ北東部の穀物生産にとっては、国内市場よりもイギリスの市場価格の方が重要であった。国内の穀物価格は、イギリス市場の決定的影響のもとに、後者から高い輸送費と当時の穀物貿易のおびただしい仲買人の法外な儲けを除いた水準によって決定されていた⁽¹⁵⁾。

大陸封鎖期には、イギリスの農業生産は、大陸からの穀物輸入の途絶による穀物価格の急激な上昇に刺激され、非常に発展した。イギリスでは、重粘土質の土地や軽質の土地にまで耕作圏が拡大し、また大規模な土地改良も行われた。イギリス、ロシア、プロイセンの勝利によって、ナポレオン体制と大陸封鎖が崩壊（1815 年）し、イギリスの穀物輸入が再び始まった。しかしその時、イギリスで支配権を持っていた資本家的土地所有は、豊

作と輸入とが重なって穀物価格が急落しても、「戦時利得」を続けて維持することができるように、穀物法を改定した。1804 年穀物法は、小麦 1 クォーターの価格が 63 シリング以下のときには、輸入小麦に対して、1 クォーター当たり 24 シリング 3 ペンスを課し、価格が騰貴するにつれて税率を低減すべきことを規定した。それに対してこの改訂は、原則として、小麦 1 クォーター当たり価格が 80 シリングに達するまでは、小麦輸入を禁止することを決定した。

この穀物法改定に際しては、イギリス国内の商工業者の側から反対運動が激しく燃え上がり、その請願書は百数十件に達したと言われる。また穀物価格の騰落による社会諸階級の利害対立を観察したリカードは、1817 年に『経済学及び課税の原理』を著し、収穫低減法則を証明することにより、改訂穀物法を批判して自由貿易主義を確立しようとした。イギリスの 1815 年穀物法は、実際にはその市場価格動向のために、1819 年に初めて穀物輸入を停止させる働きをしたにすぎない（ドイツは、この年まで高価格でイギリスへの輸出を増やした）が、スペイン、フランス及び他のヨーロッパ諸国においても同様なことが行われた。それ故、イギリス穀物市場から排除されることによって、一番大きな痛手を受けたものは、ドイツ東北部のユンカーに他ならなかった。

プロイセン改革の自由主義による隷農制の廃止は、イギリスへの穀物輸出が増大し不動産抵当信用が発展していった結果であった。それゆえ以後、改革が成功し、いかにユンカーの資本家的農業企業が発展しうるかは、もっぱらイギリスへの穀物輸出をどれほど増大させることができるかにかかっていた。小麦の輸出を増大させるための自由貿易主義は、プロイセン改革の性格の重要な一面をなしていたのである。

プロイセンの改革は、経済理論においては、

(15) パルプス、前掲訳書、pp.119～120。

イギリスから決定的な影響を受けたといわれる。すでに 18～19 世紀の交替期ごろ、イギリスの自由主義ないしその貿易理論は、ドイツの全地域に広がり始めていた。アダム・スミスの学説は、ヘーゲルによって研究されたばかりではない。それは、ゲッティンゲンやケーニヒスベルグの大学をこえて急速に普及していった。

特にゲッティンゲン大学教授であるザリトリアスやルーダーは、シュレジエンの学者であるガルブやゲンツ並びにハノーバー人のハルデンベルグやターエルの助けをかりて、プロイセンの吏員全体に自由貿易を「宣誓」させるようにとりはからった。それによって自由貿易の理論は、個人的なレベルから広範囲に行政の分野にまで定着するようになった。北ドイツやプロイセンでは、自由貿易理論の支持者が多数見出だされるようになった。もっとも南ドイツには、バーデン人のロッテクやもっと後ではシュバーベン人のリストのように、自由主義的貿易理論に対して態度を留保する人たちもいた⁽¹⁶⁾。

このような自由貿易主義学説のドイツへの普及の背景には、ラントシャフトとして不動産抵当制度が発展し、土地所有の売買が頻繁に行われるというような農村社会への市場経済の著しい浸透があった。そして現実に一般的に自由主義的世界市場が発展する時代であった。ユンカー階級は、従来にもまして穀物の輸出を増やしていくことは可能であり、またそのことによってのみ、かれらの農業企業とドイツ経済は繁栄しうる、という野心と将来展望をもっていた。実際に、ドイツ東北部からイギリスにむけられる穀物輸出は、1806 年 11 月に始まる大陸封鎖のもとで短期的に中断されたとはいえ、あるいは、それだ

けにいっそう、英米戦争の時期(1809～1817 年)には、再び増大していた。シュタインとハルデンベルグによる二つの改革、あるいは特に後者が、この一時的な穀物輸出の急増と直接関係していたことは明らかである。

以後、ドイツの穀物価格は、イギリスの穀物法の影響もあって急落した。1821～1825 年のダンチッヒとエルブング経由の穀物輸出価格は、1801～1805 年の 6 分の 1 にまで低下したといわれる。ここに 1820 年代には、ユンカーの繁栄も農業危機に一転することになった。すでに穀物価格は、1817～1820 年にかけて、ドイツの海岸地帯で 48.8%、内陸地域で 33.9% も下落した。それは、ようやく 1825 年にそれぞれ 27.7%、23% をもって最低点に達した後、1830 年代にかけてゆっくり上昇し始めるのである。

ドイツの穀物輸出価格は、他の全ての西ヨーロッパ諸国と同様に、18 世紀の中頃始まった上昇局面が、フランス革命とナポレオン戦争の時代の急上昇において最後に見られた後、19 世紀の 20 年代に急落した。20 代前半の低価格は、フランス、プロイセンにおいては、70 年代まで続く上昇局面(48、59 年などの恐慌を含む)の谷の底をなしていた。ユンカーは、しばしば生産費を償うこともできず、ラントシャフトへも債務を支払うことができなかった。ラントシャフトは利子を滞納する農場経営者の財産を差押え、強制競売に付した。30 年代から 40 年代にかけては、ラントシャフトから一般の資本家に借り換えをする農場経営者も現れたほどである⁽¹⁷⁾。

しかしその反面で、目先のきく農業企業家として成功したユンカーも存在した。かれらは、特に 30 年代以降の穀物価格上昇と低賃金に助けられたが、穀物輸入に関税を課するイギリスに穀物を輸出するために、ラントシャフトをつうじて、土地資本を集中したり

(16) Kempter, G., Agrarprotektionismus: Landwirtschaftliche Schutzzollpolitik im Deutschen Reich von 1879 bis 1914. p.40.

(17) Mauer, H., 前掲書, pp.34～41.

土地改良を行い、改革によって解放された多数の労働者をやとって、穀物の生産力を一段と高める努力をした。小規模ながら、火酒蒸留や澱粉製造さらに製糖業（特にポーゼン州における大農場の副業として）など農産物を加工する農村工業や煉瓦製造業も発展してきた。また穀物価格の下落に対する対策として、新しく畜産、特に羊の飼育が導入された。ドイツからイギリスへの羊毛輸出は、1818年から1820年代半ばまでに三倍にも増大した。羊毛価格の水準も1826年までほとんど変わらなかった⁽¹⁸⁾。ドイツの羊毛輸出は、イギリスの羊毛原料の大半を供給した。

ユンカーは、イギリスの1815年以来的穀物法に対抗して、プロイセン改革による農業生産力の高度化に努力した。また機械の輸入に依存するドイツの農業企業家は、1818年のプロイセン関税や1834年の関税同盟の結成の際に、イギリスからの機械の輸入を出来る限り自由にすべきことを主張したのであって、ドイツ産業資本家による関税同盟の保護貿易主義に対する現実的な批判者となった⁽¹⁹⁾。

しかしながら、主に輸出小麦を栽培するユンカー経営にとって、イギリス商工業資本家の長期にわたる執拗な自由貿易運動に期待するところがいかに大きかったかは明らかである。ドイツの貴族的農場経営者は、イギリスから資材や農業機械を少しでも安く手に入れるということもあったが、それよりもむしろイギリスに大きな小麦輸出市場を確保するためにこそ、イギリスの自由貿易主義の全面的勝利に期待を寄せないわけにはいかなかった。

ユンカーは、イギリスから農業用の資材や機械を輸入し、イギリスに穀物を輸出する階

級として、イギリス商工業資本家が中心に進める国際的な自由貿易運動の重要な担い手になった。イギリス商工業資本家は、もちろん自分らの利己心を満足させるためにではあったが、最終的に1846年の穀物法の廃止によって、このドイツの農場経営者たちの願望に十分に答えることになったのである。

19世紀中葉以降は、イギリスの産業資本家が、自国の繊維産業の機械化と高度集約農法の発展を基礎にして、自由貿易運動を大いに発展させ、国際的な農工業分業にもとづく世界的体制を築いていった自由貿易主義の時代である。ドイツは、まずその東北部の農業をもって、世界小麦市場の発展に積極的に参加していった。それに対してドイツの中部ないし西部では、農業は、その地域の工業化と結びついて、東北部に先んじて、甜菜栽培により高度に集約化される一方、不足する穀物をアメリカやロシアなど外国から輸入しはじめた。

こうしてユンカーの国民経済的重要性は非常に高まった。かれらは穀物の輸出を通じて、全体の経済成長に貢献したし、金融を通じて、ドイツの工業化にも寄与した。ユンカーの国際的貿易網への結付きによって、イギリスからの需要がドイツの工業品市場に伝達された。ユンカーを打倒する1848年革命の試みは挫折せざるを得なかった。ユンカーは、その経済的成功によって、階級的支配の正統性を容易に維持することができたからである。

1840年代の後半から1850年代、1860年代へと、ユンカー経済はかつてなく繁栄した。プロイセン改革と人口増加によってもたらされた過剰な農業賃金労働者の存在が、ユンカーの資本家的企業形態の発展に有利に利用された。穀物輸出の面では、1846年におけるイギリス穀物法の廃止が決定的な役割を演じた。ドイツ（ほとんど北東部）からイギリスに輸出される小麦は、1834/40年の平均82.8万トンから1861/70年の平均310.9万

(18) H. モテック、大島隆雄訳『ドイツ経済史』pp. 74～75。

(19) 宇野弘蔵「フリードリッヒ・リストの経済学」『宇野弘蔵著作集』第7巻、p.496。

トンまで、一貫して増大した。イギリスの輸入小麦にしめるドイツのシェアは、1834/40 年平均で 57.3%, 1841/50 年平均で 39.5% であり、その後のアメリカとロシアの追上げにもかかわらず、1861/70 年平均で 20.5% を維持した⁽²⁰⁾。

ドイツ東北部の資本家的な農業経営における一段の集約化は、農民が封建的拘束から開放される過程が実質的に完了した後、イギリス中心の自由貿易主義の展開のもとで、遅くとも 1850 年代には既に始まっていた。もともと西ヨーロッパへの穀物輸出地域として発展してきた東北部は、50 年代及び 60 年代に、新しい競争者として登場してきたアメリカとロシアに対抗しつつ、イギリスへ小麦を輸出することによって、集約的な農業経営をいっそう発展させたのである。

19 世紀前半のいくつかの不況(1820~1823 年, 1826~1829 年, 1832~1836 年)においてイギリスの資本家的農業経営が陥った困難性は、とりわけイングランド全耕地の大半を占めていた重質[粘土質]土壌の穀作農場に特に鋭く現われた。穀物法による農業保護はむしろそれを救済するために行われたのであったが、この農業問題の最大の原因は、18 世紀以来主に軽質土壌の農場で行われてきた農業革命と改良農法の形成が、重質土壌の場合にはほとんど不可能であり、そのためにそこでの穀作経営が生産力的な劣勢を余儀なくされていたということにあった。

そこで穀作農業の改良に対する最大にして唯一の障害である重質土壌の土地改良は、農業問題を解決するための最も重大な課題のひとつをなすことになったのである。実際に 1846 年に穀物法が撤廃される見返りとして、

S.R. ピールは、深溝排水のために国庫補助金に基づく低利な資本を地主に融通することを決めた。また 1850 年にも彼の後継者により同様なことが行われ、さらに政府が認可を与えた土地改良会社は、囲込み委員会の監督のもとに、比較的安価な資金を、国庫補助金だけでは充足しえない地主の排水事業の盛大な意欲に対して、十分に提供したのであった。その結果、多くの地主によって農地排水事業を中心とした土地改良投資が活発に展開されることになったのである⁽²¹⁾。

同時に、イギリス農業における地域的な特化(主産地の形成)も進んだ。主として西部・北部の地域には、牧畜がいつそう発展し、一方ミッドランド・東部・南部では、耕種作物地域(穀物と牧畜の混合農業)が発展した。工業化に伴う農・畜産物の需要増大に対して、まずは国内の資本家的な農業経営の発展による供給増大が実現されたのである。

こうして、穀物法撤廃のもとで増大した輸入小麦の競争に対して、イギリス農業は、従来にもまして生産力を著しく発展させていった。農業の機械化も進んだが、むしろ土地改良に基づく合理的な輪作の導入と施肥の増大によって単位面積あたりの小麦生産量が増加した。エーカー当りの小麦の平均収穫量は、1770 年の 23 ブッシェルから、1850 年の 26.8 ブッシェルに増大したが、さらにその後の 1870 年までに 40 ブッシェルに達したと推定される⁽²²⁾。これは、1860 年代末まで穀物作付面積が緩やかに拡大する一方で、地代

(20) Hardach, K. W., Die Bedeutung wirtschaftlicher Faktoren beider Wiedereinführung der Eisen und Getreidezölle in Deutschland 1879 (1967). p.73.

(21) 宮崎犀一・米川沖一訳, J.D. チェンバーズ, 『世界の工場—イギリス経済史 1820-1880—』(第三章農業と穀物法, 1966 年), 毛利健三「産業資本確立期におけるイギリス穀作農業の発展」(川島武宣・松田智雄編『国民経済の諸類型』1968 年)。斉藤仁『農業金融の構造』(第二章第一節イギリスにおける農業金融の展開, 1971 年)。

(22) 椎名重明・津谷好人訳, M. フェスカ, 『イギリス農業論』(1982 年)

収入の増大を求める資本家的土地所有による土地改良（運河・鉄道建設も含む）投資が促進された結果であった。かくしてイギリスの資本家的農業企業は、ほぼ 1850 年から 1870 年までに、ハイ・ファーミング（高度集約農法）によって、穀物（特に小麦）生産における世界最高の生産性を誇り得ることになり、自由貿易政策のもとで、黄金時代といわれる、今まで前例のなかった程の繁栄の時代を迎えることになったのである。

マルクスは、19 世紀中葉のイギリス農業の高度集約化に関して次のように指摘している⁽²³⁾。

「穀物条例の廃止は、イギリスの農業に異常な衝動を与えた。きわめて大規模な排水、舎飼および人工飼草栽培の新方法、機械的施肥装置の採用、粘土の新処理法、鉱物性肥料の便用増加、蒸気機関および各種の新たな作業機械装置などの使用、より集約的な耕作一般が、この時代を特徴づける。……イギリスの戸籍長官が、「1801 年以來の借地農業者と農村労働者の増加は、農業生産物の増加と少しも均衡を得ていない」と言っているのが正しいとすれば、この不均衡は、農村労働者人口の積極的減少が、耕作面積の拡張、より集約的な耕作、土地に合体された資本と土地耕作に用いられた資本の未聞の蓄積、イギリス農業史上に比類のない土地生産物の増加、地主の地代収入の増大、資本家的借地農業者の富の膨張と平行して進んだ最近の時代については、さらに甚だしいといえる。」

以上のように、農業生産の高度な集約化は、借地農業家（機能経営者）と農業労働者さらに自己の所有地に対して投資意欲のある富裕な地主階級（資本家的土地所有）のもとで発展した。資本家的土地所有の大多数にとっては、その土地財産の経済的ポテンシャルを、

農場の改良によってであれ、森林や鉱物など自然資源・鉱山の開発によってであれ、発展させるように努めることは、家族ひいては国家に対する義務とみなされていた。ほとんどのものが、それらの資源開発上のいずれの役割を果たすとしても、レントアすなわち「地代収入によって生活するもの」たることを望んだ⁽²⁴⁾。

イングランドでは、年毎の借地権が通例であり、一定期間の賃借権は例外であった。借地経営者（もしくはその下請業者）は、資本家的土地所有から土地を、以前の契約借地ないし定期借地（3 年間の賃借権・リース）ではなく、当事者の一方が半年前の予告で契約解除できる年ごとの契約によって借り入れた（年借地制度）。これは、一年間だけの貸与ということではなく、「1 年ごと更新」の賃借関係であって、実質的には不確定期間の賃借権を意味した⁽²⁵⁾。このような関係の成立は、輪作を採用する近代農法が、最低 3 年の継続的な土地利用を必要とするのに対して、借地料は景気や小麦の収穫高によって年々変動せざるを得ないという、借地制度に本来的に伴う困難性を合理的に解決するものであった。C. オーウインは次のように述べている⁽²⁶⁾。

「イギリスの歴史上、他のいかなる時期にも、土地が地主によってこれほどよく装備され、農業者によってこれほどよく耕され、土地からの食糧生産がこれほど集約的であったことはかつてない。地主と農業者とは、海外からの実行的な競争から身をまもり、土地が生産しえたすべてのものに高い価格を確保するために、協同して良き農業への道を開拓した」。

(24) Beckett, J. V., *The Aristocracy in England 1660-1914*, (Basil Blackwell), 1986, p.134.

(25) 平松紘記, F. ポロック, 『イギリス土地法』1980 年, pp.143~145.

(26) 三澤嶺郎訳, C.S. オーウイン, 『イギリス農業発達史』1958 年, pp.87~69.

(23) 向坂逸郎訳, マルクス『資本論第三巻』岩波書店, pp.280~282.

60年代までは、海外からの小麦輸入が増加したといっても、それは、イギリスの国内生産の不足を補充し、主として豊凶作の変動を調整する意味を持つに過ぎなかった。小麦の輸入増加は、産業人口の成長と需要増大に対して第一義的な重要性をもたなかった。ロシアもアメリカもまだ本格的に鉄道時代に入っておらず、大西洋、バルト海航路も、木造帆船が主で、鉄汽船への移行は始まったばかりであった。ドイツなど大陸諸国は国民国家の形成に向けてしばしば戦争をしていた。イギリスでは、国内生産によって供給される穀物や肉類に対して需要が十分に維持されており、概して売手市場が形成されていた。

イギリスは、1760年以後、人口が増加し工業化が急速に展開されると共に小麦の純輸出国ではなくなったが、19世紀の半ばまでは、荒蕪地の開墾や以前の「開放耕地」への新技術の拡大によって、小麦の純輸入国から免れた。1850年代以降になると、ドイツ、アメリカ合衆国、ロシアの三か国からの小麦輸入が特に増えてきた。輸入依存率をブリテン島についてみると、1837年から1841年の平均で11.3%だったものが、1862年から1868年の平均で32.6%と増えた⁽²⁷⁾。しかしこのことは、イギリス農業が外国農業との競

争で敗退していったことを意味するものではない。

イギリスの農業生産はその最大限の効率化を実現していた。イギリスにおける小麦輸入の増大は、工業製品の輸出増大に対応するものであり、背景に穀物法廃止以来の国際的な自由貿易運動の進展があった。イギリスは、1860年フランス、62年ベルギー、63年イタリア、65年ドイツ関税同盟、65～69年オーストリアと次々に通商条約を結び、最恵国定款を原則とする条約網によって、ヨーロッパ諸国を自己の自由貿易圏内に引き入れた。

イギリスは、国内で生産される消費物資価額の約8割（その完成品の7割は繊維製品）を輸出し、主に原料（大半が繊維用）と食糧品を輸入した。これらの輸入によって生じる貿易赤字は、海外投資の利子と海運・商業の収益とにより埋め合わされた。イギリスは、世界市場の取引で群を抜いており、植民地領有、強力な艦隊、および巨大な木綿工業によって、アジアと太平洋地域そして大西洋のすべての海外市場を自己の支配下においた。国際的な自由貿易体制のもとに、イギリスは、世界に冠たる工・農業生産力水準によって世界市場の中心にたったのである。

(27) 大内力編『農業経済論』1967年、p.82。